Ｂ　①ＪＡＴ株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―6670号　④ＪＡＴ株式会社　東京都豊島区駒込一丁目34番５号エスパス駒込駅前202号　代表取締役　寺前康秀　⑤本店　東京都豊島区駒込１―34―５エスパス駒込駅前202　⑥平成25年７月11日　⑧平成26年10月８日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都豊島区駒込一丁目34番５号エスパス駒込駅前202号　ＪＡＴ株式会社　代表取締役　寺前康秀

Ｃ　①アクアバケーションツアー　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―2714号　④株式会社アクアエンタープライズ　大阪府岸和田市五軒屋町16番11号　代表取締役　松山紀之　⑤本社　大阪府岸和田市五軒屋町16―11　⑥平成26年８月15日　⑨平成26年10月16日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府岸和田市五軒屋町16番11号　株式会社アクアエンタープライズ　代表取締役　松山紀之

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 26 年 11 月 21 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①八重山旅行合同会社　②第３種旅行業　③沖縄県知事登録旅行業第３―321号　④八重山旅行合同会社　石垣市字盛山222番地35　代表社員　宮良稔　⑤本社営業所　石垣市字盛山222番地35　⑥平成25年５月２日　⑦平成26年８月20日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社未来観光　②第３種旅行業　③富山県知事登録旅行業第３―252号　④株式会社未来観光　富山市西荒屋538番地　代表取締役　松原有子　⑤本社営業所　富山市西荒屋538番地　⑥平成16年９月１日　⑦平成26年８月31日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社大新ツーリスト　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―2851号　④株式会社大新ツーリスト　東京都新宿区北新宿一丁目14番８号　代表取締役　佐藤雅士　⑤本社営業所　東京都新宿区北新宿一丁目14番８号　⑥昭和63年10月25日　⑦平成26年10月20日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社日本キャリートラベル　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―2288号　④有限会社日本キャリートラベル　高槻市岡本町43番１号　取締役　岸本明生　⑤本社営業所　高槻市岡本町43番１号　⑥平成16年10月26日　⑦平成26年10月27日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社大江戸商事（ダイビングショップココナッツ）　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２―4796号　④株式会社大江戸商事　千葉県習志野市谷津一丁目13番16号　代表取締役　髙澤俊幸　⑤本社営業所　東京都千代田区神田小川町１―８―８　⑥平成８年10月３日　⑦平成26年10月３日　⑧220万円　⑨1100万円

以上５件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

Ａ　①近畿日本ツーリスト個人旅行販売株式会社　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第1505号　④近畿日本ツーリスト個人旅行販売株式会社　東京都千代田区東神田一丁目７番８号　代表取締役　田口久喜　⑤本社営業所　東京都新宿区西新宿二丁目６番１号　⑥昭和57年１月28日　⑦平成26年10月17日　⑧2400万円　⑨１億2000万円

Ａ　①土佐電気鉄道株式会社　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第1851号　④土佐電気鉄道株式会社　高知市桟橋通四丁目12番７号　代表取締役　片岡万知雄　⑤本社営業所　高知市桟橋通五丁目１番１号　⑥昭和58年３月25日　⑦平成26年10月25日　⑧1400万円　⑨7000万円

Ａ　①株式会社エクストリームネイチャー　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３―946号　④株式会社エクストリームネイチャー　横浜市西区平沼一丁目３番10号　代表取締役　平田宏樹　⑤本社営業所　横浜市西区平沼一丁目３番10号　⑥平成21年11月20日　⑦平成26年５月１日　⑧60万円　⑨26,300円

以上３件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　田川　博己

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 26 年 11 月 21 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社フージャースホールディングス　②東京都知事⑴95504　③代表取締役　廣岡哲也　④東京都千代田区丸の内二丁目２番３号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区丸の内二丁目２番３号　株式会社フージャースホールディングス　代表取締役　廣岡哲也